

特別養護老人ホームの増築等による増床（令和7年度開設）に係る 事業者募集要項

1 募集の要旨

本市では特別養護老人ホームについて、「第9期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（かわさきいきいき長寿プラン）」に基づき、整備を進めております。

今回の募集では同計画に位置付けている、既存の特別養護老人ホーム又は同一敷地内の余剰スペースを活用して実施する特別養護老人ホームの増床について、希望する事業者を募集します。

2 募集概要

(1) 募集内容

対象区域	対象施設	募集数
川崎市内	既存の特別養護老人ホーム	70床

(2) 整備内容

次の整備内容にて募集することとします。

① 増築による増床（改修を含む）

既存施設の定員を増加させるための整備を行うもの。

3 増床分の開設時期（予定）

令和7年6月1日（日）から令和8年3月1日（日）まで

4 応募資格

- (1) 社会福祉法人が老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームを整備する事業であること。
- (2) 特別養護老人ホームの安定的な経営に必要な能力、資力等を有すること。
- (3) 川崎市契約規則（昭和39年規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (5) 国税、地方税等の未納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てをしていないこと。
- (7) 川崎市と神奈川県警察との間で締結する「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」において排除措置の対象者とされていない者であること。

5 募集要件

- (1) 国及び本市が定める人員や設備等の各種指定要件を全て満たすなど、関係法令及び基準を遵守し、本市が定める届出期限（変更の生じる1か月前）までに必要な関連書類を添付した上で「特別養護老人ホーム事業変更届」を提出するなど、老人福祉法による入所定員増加の認可を含めた必要な手続きを行うこと。

- (2) 増床分はすべて本入所とすること。(併設短期入所生活介護事業所は不可)
- (3) 既存の本入所及び併設短期入所生活介護事業所の居室を改修範囲に含めないこと。
- (4) 増床にあたり地域交流スペースを減少する場合は、当該スペースを無くさないこと(設置目的を達成できるスペースを確保すること)。
- (5) ユニット型特養の場合は、原則としてユニット型で増床すること。
- (6) 各ユニットの入居床数は、原則10床以下とし、15床を超えないこと。
- (7) 多床室の場合はプライバシーに配慮した整備とすること。
- (8) 増床は、「既存建物内の改修」又は「既存の建物と同一敷地又は隣接地(同一敷地としてみなせるもの)における建物の増築」によるものとする
- (9) 改修、増築部分については、既存特養と一体的に管理運営できると認められるものであり、外部に出ることなく行き来でき、入所者にとっても既存特養の設備を無理なく利用できる構造、規模であること。
- (10) かわさき健幸福寿プロジェクトの参加に努めること(既存特養を含む)
- (11) 医療的ケアが必要な方及び高齢障害者の受け入れに努めること(既存特養を含む)

6 選定方法

応募者から提出された計画書等を審査の上選定します。また、30床以上の増床の場合は、川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会高齢施設整備選定部会において、審査の上選定します。(審査基準は「公的介護施設等設置運営法人選考に係る審査基準(別紙4)」を御確認ください。)

原則として、応募総数が募集数を上回る場合には、各種法令、人員・設備の基準及びその他の応募の要件を満たす計画であることを前提に、次のア～ウの選定方法の順に基づき、民有地の事業所から優先順位を決定した後、優先順位の高い事業所から順に応募床数を足し上げ、応募床数に達するまで選定します。

ア 対象となる事業所の所在地が川崎区又は幸区であること。

イ 既存の床数に増床分を加えた床数が少ないこと。

(合計の床数が同じ場合は、既存の床数が少ない方を優先する。)

ウ 令和5年度の特別養護老人ホームの稼働率が高いこと。

上記のとおり選定を行った結果、応募床数に達しなかった場合は、下記①～③の順に基づき、優先順位の高い事業所から順に応募床数を足し上げ、応募床数に達するまで選定します。

- ① 対象となる事業所の所在地が川崎区又は幸区で、対象となる事業所の用地が公有地であるものを、上記イウの選定方法の順に基づき優先順位を決定。
- ② 対象となる事業所の所在地が中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区で、対象となる事業所の用地が民有地であるものを、上記イウの選定方法の順に基づき優先順位を決定。
- ③ 対象となる事業所の所在地が中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区で、対象となる事業所の用地が公有地であるものを、上記イウの選定方法の順に基づき優先順位を決定。

なお、優先順位ごとに選定し、募集数に対し、最後に残った床数が、応募者の応募床数

に満たない場合は、当該応募者と、残床数で対応可能か協議します。協議が整わなかった場合には、次順位の応募者と協議します。

7 補助金について

補助金については、川崎市議会の予算承認や国・県の補助制度改正等により、補助制度の内容や金額を変更する場合があります。

なお、下記補助制度の詳細は「川崎市公的介護施設等整備費補助及び貸付要綱」(別紙3)を確認してください。

特別養護老人ホームの増築（改修を含む）

- ・建設費補助
1床当たり 4, 064千円
- ・開設準備費補助（需用費、備品費、広告費、車両費等）
1床当たり 914千円

8 応募手続き等

(1) 意向確認シートの提出方法

応募の意向を事前に確認するために、意向確認シート（様式2-3）を増築（改修）前と増築（改修）後の各階平面図（増築の場合は配置図・立面図も）と併せて令和6年10月25日（金）午後5時までに健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課介護基盤係（40kosui@city.kawasaki.jp）までメールで提出してください。原則として、応募総数が募集数を上回る場合は、「6 選定方法」に基づく選定を意向確認シートにより行い、応募事業者に対して連絡させていただきます。その後応募に必要な書類をご提出ください。

(2) 応募に必要な書類・提出方法

整備内容により異なります。応募書類一覧をご確認ください。
応募に係る様式等のデータは、本市ホームページに掲載します。

(3) 受付期間

令和6年12月2日（月）から令和6年12月13日（金）

提出先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局高齢者事業推進課 介護基盤係 宛て

メールアドレス：40kosui@city.kawasaki.jp

※応募には意向確認シートの提出が必須となりますのでご注意ください。

※受付期間を過ぎてからの提出は、一切認められませんのでご注意ください。

(4) 質問の受付・回答

募集要項等の内容に関する質問を、次のとおり受付けます。

令和6年10月7日（月）から11月29日（金）まで

※質問書（様式1）を Word 形式のまま高齢者事業推進課介護基盤係まで、メール（40kosui@city.kawasaki.jp）にて提出してください。

※質問受付から10日後を目安に、本市ホームページにて、質問及び回答を随時掲載いたします。なお、質問受付期間の期日前及び期日後の質問には、回答いたしません。

(5) 応募に係る留意事項

- ① 受付期間を過ぎた事業計画書等の提出差替及び追加等は一切受理できません。ただし、本市が事業計画書等の差替及び市長が必要と認める書類等の提出を求めた場合はこの限りではありません。
- ② 事業計画書等の作成に係る費用は、全て応募事業者の負担とします。また、提出された書類、図面等は返却いたしません。
- ③ 提出された事業計画書等は、川崎市情報公開条例（平成13年条例第1号）に基づき、公開請求の対象になります。事業者名、その他の情報（個人情報及び内部管理情報等を除く）を公開する場合があります。
- ④ 虚偽その他不正な内容で提出がされた場合、増床に係る事業者としての資格を無効とします。
- ⑤ 川崎市老人福祉施設育成費助成金における職員雇用費について、本入所定員69名までの施設を対象としておりますが、対象施設においては、増床に係る事業者として選定された場合に、本入所定員が増加することで、助成金額の変更や助成対象外となる場合があります。
- ⑥ 重大なコンプライアンス違反が判明した場合は決定を取り消す場合があります。

9 選定結果の通知及び公表

選定結果については、応募事業者に通知します。

また、選定結果（応募事業者名、施設名、所在地、増床床数、増床時期等）は、本市のホームページ等で公表します。

10 選定した事業計画等の取消し

選定された後に、増床計画が成立しないことが判明した場合や、重大な不備があることが判明した場合には、選定を取消す場合があります。この場合、その時点までに要した費用等は事業者の負担とします。

11 発注等について

- ① 1件100万円以上の発注等を行う場合は、川崎市の規定に準じて、市内中小企業者により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行うこととします。
- ② 入札結果については、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、公開又は一部公開する場合があります。

12 スケジュールについて

令和6年10月7日（月）～	募集の開始
令和6年10月7日（月）～ 11月29日（金）	質問の受付
質問受付後、随時回答	質問の回答 ※質問受付から10日後を目安に、本市ホームページにて、質問及び回答を随時掲載いたします。

令和6年10月25日（金）	意向確認シートの提出期限 ※応募の意向がある場合は必ず提出してください。
令和6年12月 2日（月）～ 12月13日（金）	応募受付期間
令和7年1月中（予定）	民間活用事業者選定評価委員会 （30床以上の増床の場合に限ります）
令和7年2月中（予定）	選定結果通知
結果通知以降	◎補助金関係 選定後、令和7年度補助金に向けて補助金の申請が必要となります。 ◎事業所指定（変更届）関係 変更届出事前相談・変更届出書提出 ※高齢者事業推進課事業者指定係と調整してください。 ※変更届については、変更が発生する1か月前までに提出が必要となります。
増床時期 令和7年6月1日（日）から令和8年3月1日（日）	

【担 当】

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課介護基盤係

電 話 044-200-3471

FAX 044-200-3926

E-mail 40kosui@city.kawasaki.jp

【事務所所在地】

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地